

## 学外研究者に関する利益相反マネジメントについて

「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest: COI)の管理に関する指針」(平成 20 年 3 月 31 日厚生科学課長決定)により、厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出時までには、研究者は、COI 委員会等に対して、「経済的な利益関係」について報告した上で、当該研究の COI の審査について申し出ることが義務付けられました。

また、平成 28 年 3 月 17 日に施行された国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」においても、研究者は、個別研究課題についての各年度の契約締結時前または交付申請前までに、COI 委員会等に対して経済的な利益関係について報告したうえで、個別研究課題における利益相反の審査について申し出ることが義務付けられています。

そこで、学校法人日本医科大学では、次の条件に当てはまる学外の研究者について、本法人の利益相反マネジメント委員会において COI に関する審議を行います。

1. 本法人の研究者が研究代表者を務める研究に参加すること
2. 次の①～③のすべての条件に該当すること
  - ① 学外の研究者が所属する機関において、COI 委員会が設置されていない場合
  - ② ①の場合であって、倫理委員会等の外部委員が参加する委員会において、COI に関する審議を行うことができない場合
  - ③ ①と②の条件を満たし、かつ当該機関の長から別紙依頼状により本法人へ COI の審議について依頼を受けた場合

なお、本法人が行うのは、COI 委員会での審議に基づく、学外の研究者が所属する機関の長に対しての意見の報告に留まり、実際に COI マネジメントを行うのは、あくまでも学外の研究者が所属する機関となることに十分ご留意ください。